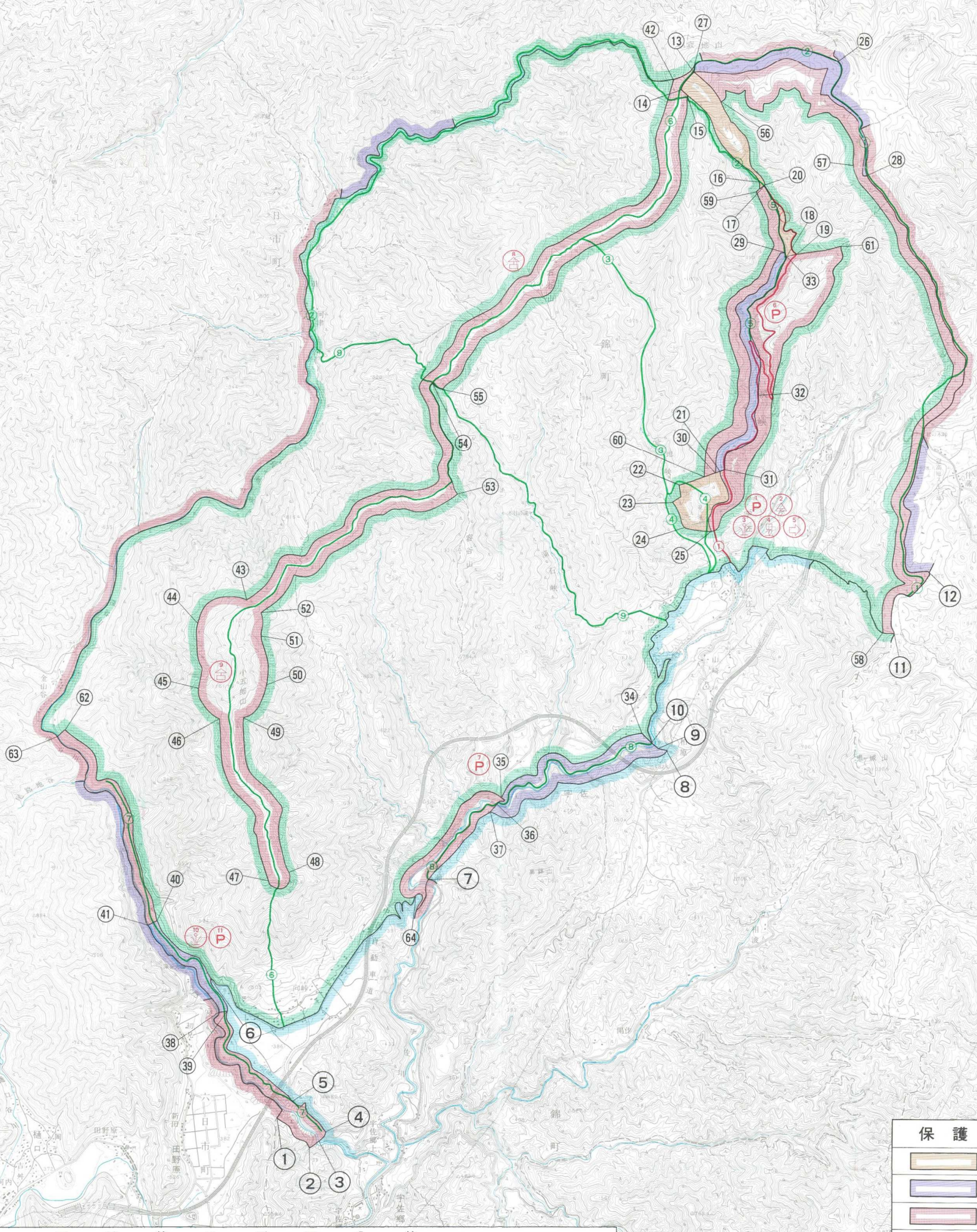


# 西中国山地国定公園(山口県地域)区域及び公園計画図

昭和44年1月10日 厚生省告示第5号 公園区域の指定  
 昭和44年1月10日 厚生省告示第6号 特別地域・特別保護地区の指定  
 平成8年9月13日 山口県告示第606号 公園計画(利用計画)の変更



## 保護計画凡例

	特別保護地区
	第1種特別地域
	第2種特別地域
	第3種特別地域
	普通地域

## 利用計画凡例

	園地
	休憩所
	案内所
	野営場
	駐車場
	博物展示施設
	車道
	歩道

注)周辺部の着色は、隣接する西中国山地国定公園(島根県地域・広島県地域)及び羅漢山県立自然公園区域についての表示です。

1 : 25,000

500 1000 1500 2000

区域線及び区分線			
公園の区域	第1種特別地域の区域	第2種特別地域の区域	第3種特別地域の区域
①-② 河川中心から100m線界	②⑦ 県界	④③-④④ 稜線から100m線界	⑥-⑥② 国定公園界
②-③ 穴 界	②⑧-②⑨ 道路敷(除)界	④③-④④ 標高1,147.2mの三角点を中心に半径300m線界	⑥-⑥③ 国定公園界
③-④ 稜 線 界	③⑩-③⑪ 国有林小班(52林班の小班、53林班と小班)界	④④-④⑤ 稜線から300m線界	
④-⑤ 道路敷(除)界	③⑫-③⑬ 河川中心から50m線界	④⑤-④⑥ 標高1,162mの三角点を中心に半径300m線界	
⑤-⑥ 河川中心から100m線界	③⑭-③⑮ 見透線界(標高695.0mの地点と標高903.8mの地点を結んだ線)	④⑥-④⑦ 稜線から100m線界	
⑥-⑦ 道路敷(除)界	③⑯-③⑰ 河川中心から50m線界	④⑦-④⑧ 標高895mの地点を中心に半径100m線界	
⑦-⑧ 河川中心から100m線界	③⑱-③⑲ 道路敷(除)界	④⑧-④⑨ 稜線から100m線界	
⑧-⑨ 河川敷(除)界	③⑳-③㉑ 河川中心から100m線界	④⑨-④⑩ 標高1,162mの三角点を中心に半径300m線界	
⑨-⑩ 稜 線 界	④①-④② 道路敷(除)界	⑤①-⑤② 稜線から300m線界	
⑩-⑪ 道路敷(除)界	④③-④④ 楯尾橋(除)界及びその延長線界	⑤③-⑤④ 標高1,147.2mの三角点を中心に半径300m線界	
⑪-⑫ 県 界	④⑤-④⑥ 深谷大橋の下流500mの河川中心点から100m線界と直角に交わる線界	⑤⑤-⑤⑥ 稜線から100m線界	
⑬-⑭ 県界(島根県地域・広島県地域区域界)	④⑦-④⑧ 国定公園界	⑤⑦-⑤⑧ 稜線界	
	④⑨-④⑩ 国定公園界	⑤⑨-⑤⑩ 国有林界	
	④⑪-④⑫ 深谷大橋の上流500mの河川中心点から100m線界と直角に交わる線界	⑤⑪-⑤⑫ 稜線から100m線界	
		⑤⑬-⑤⑭ 等高線1,200m線界	
		⑤⑮-⑤⑯ 稜線から100m線界	
		⑤⑰-⑤⑱ 国定公園界	
		⑤⑲-⑤⑳ 河川敷(除)界	
		⑥①-⑥② 河川中心から150m線界	
		⑥③-⑥④ 河川中心から100m線界	
		⑥⑤-⑥⑥ 稜線界	
		⑥⑦-⑥⑧ 河川中心から100m線界	
		⑥⑨-⑥⑩ 河川中心から100m線界	
		⑥⑪-⑥⑫ 国定公園界	
		⑥⑬-⑥⑭ 国定公園界	
		⑥⑮-⑥⑯ 国定公園界	
		⑥⑰-⑥⑱ 国定公園界	
		⑥⑲-⑥⑳ 国定公園界	
		⑥㉑-⑥㉒ 国定公園界	
		⑥㉓-⑥㉔ 国定公園界	
		⑥㉕-⑥㉖ 国定公園界	
		⑥㉗-⑥㉘ 国定公園界	
		⑥㉙-⑥㉚ 国定公園界	
		⑥㉛-⑥㉜ 国定公園界	
		⑥㉝-⑥㉞ 国定公園界	
		⑥㉟-⑥㊱ 国定公園界	
		⑥㊲-⑥㊳ 国定公園界	
		⑥㊴-⑥㊵ 国定公園界	
		⑥㊶-⑥㊷ 国定公園界	
		⑥㊸-⑥㊹ 国定公園界	
		⑥㊺-⑥㊻ 国定公園界	
		⑥㊼-⑥㊽ 国定公園界	
		⑥㊾-⑥㊿ 国定公園界	

(不許複製) 山口県自然保護課